

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月2日現在

監査実施年度	令和1年度	対象部局等	教育委員会 生涯学習課
報告書ページ	64 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	社会教育館立子山自然の家 (1)受益者負担による利用料金の検討 当施設(社会教育館 立子山自然の家)の利用者は、直近2年間は9千人を超えている。これは、施設の適切な維持管理や快適な環境の整備にもよるが、低額な使用料も大きな理由と思われる。特に日帰り1日が300円/人、宿泊1日が500円/人という料金設定は、使用料の10倍近い費用がかかるため、受益者負担の考え方にに基づき再検討することが望ましい。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 青少年等の健全な心身の育成を図るため、誰もが利用しやすい使用料に設定しております。 〔措置した内容と時期〕 立子山自然の家は、豊かな自然環境の中で、集団宿泊研修や野外活動のほかスポーツ活動にも利用できる市内唯一の宿泊研修が可能な市有施設で、多くの市民にご利用いただいております。 一方で、築30年を超え、ランニングコストに占める維持修繕費用も逡増することから、収支のバランス等を考慮し、運営方法及び受益者負担のあり方について引き続き検討を進めてまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月12日現在

監査実施年度	令和1年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 文化振興課
報告書ページ	66 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	蓬萊収蔵庫1号棟 (1)収蔵物の保管場所の確保 当施設(蓬萊収蔵庫1号棟)の収蔵物の大半は、福島市内で収集された埋蔵文化物である。ただし、その中には個別管理が不可能な単位の埋蔵物の破片のようなものもある。保管スペースには限りがあり、保管している埋蔵物に関しては廃棄するという考え方はなく、文化財保護法等により埋蔵物の保管が義務付けられているため、今後も収蔵物の点数は増加する一方である。このような状況から、統廃合等により遊休となった市有施設の有効利用により、収蔵物の保管場所を確保していくことが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 遺跡から出土した埋蔵文化財は、文化財保護法等により文化財の保管が義務付けられているため、収蔵保管場所の確保が必要となる。 〔措置した内容と時期〕 蓬萊収蔵庫は文化財収蔵庫として活用を図っておりますが、文化財以外の備品が大きく床面積を占有してしまっている状況にあります。令和5年度以降も引き続き整理を進め、保管場所の確保に努めるとともに、文化財以外の備品の所管課との協議を継続してまいります。 また、遊休施設を活用した収蔵資料の保管については、地元地区や関係各課と協議を行い、令和6年度から旧東湯野小学校の再整備を行うこととしており、今後は文化財調査室の移転及び市内遺跡の出土遺物等の収蔵保管を進めてまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 6 年 7 月 2 日現在

監査実施年度	令和 1 年度	対象部局等	教育委員会 生涯学習課
報告書ページ	72 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市学習センター (1)学習センターの収支状況 学習センター24ヶ所の収支合計は毎年マイナスであり、平成29 年度△711 百万円、人件費は458 百万円である。営利目的の施設ではなく収支のマイナスはやむを得ないが、人口減少に伴う歳入減が予想される中で毎年5億円以上の支出は大きく、費用対効果が得られているのか、それぞれの学習センターで検証が必要である。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 学習センターでは、社会教育・生涯学習の推進のため、講座・学級の開催、各団体との連絡調整、相談・貸館業務等を行っております。これらの業務を行うとともに、よりよい市民サービスの提供や地域の振興に寄与できるよう、各学習センターに人員を配置しております。 〔措置した内容と時期〕 学習センターは、市民にとって最も身近な生涯学習の拠点として、こどもから高齢者まで全ての方が、集い・学び・交流できる施設であり、生きがいや健康づくり、地域づくりのための拠点としての役割を果たしております。 更に災害時においては、地域の方々の安全・安心を守る防災拠点として大きな役割を担うなど、学習センターは地域においてなくてはならない施設であり、その効果を十分に発揮しております。 なお、使用料につきましては、適正化を図るため、市民センターへの中央学習センター移転に合わせ、受益者負担の考え方を取り入れるなどの見直しを行い、条例を改正したところであります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月25日現在

監査実施年度	令和1年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	77 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	小中学校及び給食センター (2)小中学校の耐震化計画の実施状況 福島市の小中学校の建物は、平成30年度までに84%の耐震化対応が完了しており、現在、体育館の耐震化工事が進められているが、耐震化補強が困難で改築が必要とされた体育館が8校ある。このうち5校は耐震化の具体的な動きがあるが、3校(清明小、第一小、第四小)は改築工事の進捗が進んでいない。 これら3校は児童数の減少が大きく、福島市立小中学校の適正規模・適正配置実施計画に基づいて、老朽化施設の更新と学校規模適正化・適正配置を推進するとされている。統廃合等の方針が決定されないため体育館の改築工事が進捗していないが、児童の安心・安全に係る問題であり、早期に対応すべきである。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 福島市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に係る第一次実施計画において、中央地区では、第一小学校、第四小学校、清明小学校の再編を予定していたことから、屋内運動場については方針決定後に対応する事としています。 〔措置した内容と時期〕 令和5年度より中央地区教育構想検討会を開催し、中央地区の再編の在り方と学区の見直しについて検討を開始し、令和6年度中に方針が決定する見込みです。方針決定に基づき対応を進めます。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月25日現在

監査実施年度	令和1年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	89 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	幼稚園・保育所(認定こども園含む) (4)耐震化工事の実施状況～笹谷幼稚園及び森合幼稚園 市立幼稚園の耐震化は、「福島市小中学校等耐震化推進計画」に基づいて進められ、平成30年度時点では笹谷幼稚園と森合幼稚園を除き、耐震化工事は終了している。このうち、笹谷幼稚園は耐震化工事が具体的に進捗しているが、森合幼稚園は未だ耐震化に関する具体的な計画はない。 森合幼稚園は市立幼稚園の中で最も園児数が多く(令和元年5月1日時点で58名)、施設の安全性に十分配慮すべきである上、平成24年度の耐震診断結果がDランク(地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いもの)のため、早急に耐震化工事を実施すべきである。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 森合幼稚園園舎は、平成19年に実施した耐震診断では、耐震性の不足(Dランク)に加え経年劣化が顕著であることから、改築が必要となっております。 しかしながら、同じ幼稚園環境を整備するのではなく、今日的な子育て支援施設整備計画の課題、福島市内の状況や森合地区の特性を踏まえ、新しい子育て支援施設、認定こども園への需要予測などを検討することが求められており、新たな幼稚園の整備については、こども未来部所管となることから、こども未来部と共通認識を持ち、最適な施設整備協議を進める必要がありました。 〔措置した内容と時期〕 本市では、幼児教育・保育を取り巻く諸課題に対応し、本市全体の幼児教育・保育の望ましい姿を見据えた市立幼児教育・保育施設の再編を進めるため、基本方針となる「福島市市立幼児教育・保育施設のあり方指針」を令和4年度に策定、さらに具体的な方針である「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針」を令和6年3月に策定したところであります。 森合幼稚園については、以下の対応方針としています。 ○園舎を建替え、令和8年4月を開園目標に、市立認定こども園を再整備する。 ○再整備する施設を、西部区域の拠点施設として位置づける。 この方針の下、令和5年度中に整備基本設計を実施し、令和6・7年度に実施設計並びに整備工事を行うこととしている。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月25日現在

監査実施年度	令和1年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	95 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	幼稚園・保育所(認定こども園含む) ①市立幼稚園及び保育所の統廃合(市立幼稚園再編後、廃止または集約化された施設の利活用計画) 平成31年4月の市立幼稚園再編において、他の園へ集約または廃止されたことにより利用されなくなった園舎等は10施設ある。このうち、にしね幼稚園については取り壊し予定、その他の施設は概ね学童クラブが利用(検討)している。 しかし、平田幼稚園、まつかわ西幼稚園、まつかわ東幼稚園、飯野幼稚園の4つの施設については、いまだ用途が未定・具体化していない。遊休状態になることによる施設の維持コスト増加に鑑み、今後の施設の利活用または廃棄等の方向性を早急に検討することが望ましい。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 庁内で開催される「公有財産最適化検討委員会」においても用途が具体化されておりませんでした。 〔措置した内容と時期〕 ふくしま南・にしね幼稚園については、令和2年度に園舎解体が完了しております。他の施設の利活用については、庁内で開催される「公有財産最適化検討委員会」で検討されるものであり、用途が未定・具体化されていなかった4施設のうち、平田幼稚園、まつかわ東幼稚園については令和4年度より「提案型民間活力導入制度」による利活用について応募(提案)受付を実施しております。 まつかわ西幼稚園については、周辺施設も含めて一体的な利用を検討しております。 飯野幼稚園については暫定的に庁内利用を行っており、今後改めて検討いたします。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月18日現在

監査実施年度	令和1年度	対象部局等	都市政策部 住宅政策課
報告書ページ	106 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	市営住宅 (2)中央団地の建替えの必要性 中央団地は旧耐震基準により建築されており、平成8年～9年の耐震診断の結果、2号棟を除く全ての棟の耐震診断結果がCランク(地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があるもの)である。耐震診断の意見では、「建物が倒壊に至る危険性は低いと考えられる」との記載があるが、耐震診断後20年以上経過して東日本大震災も経たため、耐震化への早期対応が必要である。住民説明会により居住者の移転を促進して建替え事業を進めるとのことだが、居住者及び近隣住民の安心安全のために、早急に建替えを実施すべきである。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 中央団地が昭和34年度から昭和45年度に建設され、老朽化が進んでいること。 〔措置した内容と時期〕 令和3年度に策定した福島市市営住宅長寿命化計画において、少子高齢化に対応した居住ニーズへの対応、まちなか居住推進の観点から「現地建替集約」と位置づけ、事業化に向けた基本構想の検討を行ってきました。 令和3年2月に発生した福島県沖地震において7号棟が全壊判定により解体済みであることを踏まえ、居住者の安全確保を図るため、令和6年度4月に移転説明会を実施し、既存市営住宅への移転を開始しました。今後は現地建替えや公有地への非現地建替えも含め、総合的に検討していきます。		